

日本学生支援機構・大学院第一種奨学金 (博士後期・博士課程) 採用時返還免除内定制度について

1. 制度の概要

- 博士後期課程及び博士医・歯・薬・獣医学課程(以下「博士課程」という。)入学時に、貸与終了時に決定する業績優秀者の返還免除を内定する制度です。詳しくは、日本学生支援機構ウェブサイトを参照してください。(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/gyosekimenjo/tetsudoku/naitei.html)
- 免除内定者の決定までは、以下のように行います。
申請者が申請書類作成・大学に提出 → 研究科で選考 → 全学で選考 → 大学より日本学生支援機構に推薦 → 日本学生支援機構において審査 → 免除内定者決定

2. 申請できる者

- 令和6年度中に博士課程1年次に進学し、第一種奨学生として採用された者。ただし、令和6年度中に貸与が終了する者(辞退予定者含む)は申請できません(別途ご連絡する貸与終了時の「特に優れた業績による返還免除」の対象となります。)
- ただし、博士課程在学中に国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING)」又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業(BOOST)次世代AI人材育成プログラム(博士後期課程学生支援)」の支援を受けた者は、特に優れた業績による返還免除の対象外となります(申請できません)。

3. 大学における選考・評価方法

- 貸与期間終了時において、文部科学省令で定める各業績及び「日本学生支援機構が定める評価基準」に基づき、本学が設定する具体的な評価項目により、十分な成果を挙げる見込みがある者を対象とし、博士課程入試の結果、修士(博士前期)課程の成績、修士(博士前期)課程の研究科長からの推薦等に基づき、総合的に評価・選考します。医・薬博士課程に在籍する学生の評価においては、修士(博士前期)課程の成績及び修士(博士前期)課程の研究科長からの推薦は、以前在学していた学部での成績及び学部長からの推薦に代えます。
- 本学では、まずは各研究科において選考を行い、各研究科から選出された者について全学選考を行います。全学選考では、返還免除候補者審査会(申請者による研究業績等の発表)を行います。審査会は、令和7年3月13日(木)に行いますので、各研究科から選出された方は、必ず出席してください。なお、各研究科での選考結果は、申請した全員へ3月上旬頃に学務情報システムより連絡します。

4. スケジュール

- 申請書等提出期限 令和7年1月16日(木)午後5時15分(郵送の場合は必着)
- 返還免除候補者審査会 令和7年3月13日(木)
- 日本学生支援機構審査結果通知 令和7年5月以降

5. 申請方法等

(1) 申請書類の提出期限：令和7年1月16日(木)午後5時15分 ※郵送の場合は必着

- ※提出期限後の資料の差し替え・追加は、原則認めません。
- ※書類に不備があった場合に連絡しますので、提出書類のコピーを取ってから提出してください。
- ※例年、記入不備や資料添付不足により、ほとんどの申請者が、一旦提出した後に追加資料提出や資料の差し替えを行っています。追加資料提出等の期限も上記期限となりますので、早めに準備して、時間的余裕を持って提出してください。

(2) 提出場所：学生課学生支援係(滝子キャンパス 3号館1階)

- ※学生課の場所や対応時間は【問い合わせ先】で確認してください。
- ※郵送での提出も受け付けます。必ず簡易書留やレターパック等の配達記録の残る方法で郵送してください。

(3) 申請書類 以下①～⑤を各2部提出してください。

- ※①～③の様式は本学ウェブサイトからダウンロードしてください。
名古屋市立大学トップ>教育・学生生活>学費・奨学金等>日本学生支援機構奨学金
(https://www.nagoya-cu.ac.jp/education/fees/jasso/index.html)

① 博士課程進学に伴う採用時返還免除内定候補者に係る申請書(様式博-1)

② 業績一覧表(学校指定様式1)

- 表面と裏面を両面印刷してください。必要に応じて行を挿入してください。行の挿入により、表の形式及び記入項目に変更がなければ、頁数が3頁以上になっても構いませんが、不要な行は削除する等して、なるべく頁数が少なくなるように

- してください。
- 現在貸与を受けている大学院第一種奨学金の貸与期間中の実績に限らず、貸与を受ける前の実績も記入してください。
- 該当する実績がない項目は、空欄で構いません。
- 投稿して受理待ち、発表申込済(発表はまだ行っていない)等の場合も業績として記入できますが、投稿日や発表申込日、「受理中」等の状況を明記してください。
- 共著(筆頭者以外)やポスター発表も業績として記入できます。
- 資料番号欄は、各業績に対応する資料(「⑤業績を証明する資料」として提出する資料)の資料番号を記入してください。
- 業績を証明する資料を提出できない業績は評価の対象とならないため、記入しないでください。

③ 修士(博士前期)課程の研究科長の推薦書(学校指定様式2)

- 本学博士後期課程又は博士医・薬課程入学前に在籍した修士(博士前期)課程の研究科長に作成を依頼してください。
- 6年制学部からの進学者は、学部長の推薦書(学校指定様式3)を使用してください。
- 薬学研究科に現在在籍する学生(本学出身者に限る)は提出不要です(他大学出身者は提出してください。)

④ 研究計画書

- 申請時点までの進捗状況や記入可能箇所を記入して提出してください。

⑤ 業績を証明する資料

- 申請する業績(②業績一覧表に記入する業績)について、証明する資料(雑誌の掲載部分や賞状の写し、学会発表資料など)を提出してください。提出資料は、できる限りA4サイズ、白黒、両面印刷(長編綴じ)にしてください。
- 各資料の右上に、②業績一覧表に記入した資料番号と同じ資料番号を記入してください。資料番号を手書きで記入する時は、資料に直接、ボールペンで記入してください(付箋添付や、マーカーによる記入は不可)。
- 資料はホッチキス止めしないでください。
- 資料に自分の氏名が載っている場合は、マーカー等によりわかるようにしてください。
- 「学位論文」の資料は、要旨(タイトル、氏名、論文内容の概要がわかるもの)を提出してください。
- 「研究論文」の資料は、論文全体の写しではなく、申請者名(著者名)・論文タイトル・学術雑誌名及び発行日等が分かる部分の写し等と論文内容の概要(両面印刷で5枚以内が目安)としてください。
- 学会発表に関する資料は、参加した学会のプログラムや発表者名の記載がある抄録等とし、プログラム等の冊子全体ではなく、以下ア～ウの3点を提出してください。マーカー等により該当部分がわかるようにしてください。
 - ア. プログラム等の表紙(学会・大会等の名称、主催者名、日付、開催場所が確認できるもの)
 - イ. プログラム等の目次やスケジュールのうち該当部分(学会・大会等の全体のうち該当部分)
 - ウ. プログラム等に掲載されている発表要旨やポスター等(発表した内容がわかるもの)
- 投稿して受理待ち、発表申込済(発表はまだ行っていない)等の場合は、投稿したことが分かるメール等、その状況や日付を確認できる資料を提出してください。
- 機構以外の給付奨学金、外部資金、民間財団等が公募している競争的資金等に関する資料は、「資金等の概要が分かる資料」と「獲得したことが分かる資料」を提出してください。
- 受賞・表彰や、「発表会における成績」の資料は、作品概要等の「評価を受けた物が分かる資料」と、賞状等の「評価の内容が分かる資料」を提出してください。
- 「授業科目の成績」の資料は、修士(博士前期)課程の成績証明書を提出してください(1部は原本、1部はコピー可)。
- 6年制学部からの進学者は、学部の成績証明書を提出してください。
- 「研究又は教育に係る補助業務の実績」や「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」の資料は、報告書等、実施したことが確認できるものを提出してください。計画書や依頼文だけでは実際に実施したことが確認できないため、指導教員等に実施したことを証明する署名等ももらってください。
- 発明やボランティア活動に係る資料は、申請者が参加したことが確認できない書類(写真や新聞記事など)では不備となりますので、申請者が参加したことが分かる資料を提出してください。

6. その他注意事項など

- 大学から日本学生支援機構に推薦されても、日本学生支援機構の審査の結果、返還免除内定者に認定されない場合がありますのでご了承ください。
- この採用時返還免除内定制度において、大学から推薦されなかった方も、貸与終了時の「特に優れた業績による返還免除」に申請できます。

<返還免除内定者に認定された場合>

- 内定者は、貸与終了年度に「特に優れた業績による返還免除」に必ず申請してください。その際に再度、他の免除候補者と併せて選考され、総合的な評価で日本学生支援機構に推薦されます。返還免除額(全額免除又は半額免除)は、日本学生支援機構の審査により決まります。
- 内定者が、貸与期間中に奨学金交付の「停止」または「廃止」の処置を受けた場合や、貸与期間終了年度の免除候補者として推薦を行うまでの間に修業年限内で課程を修了できなくなった場合(学位を取得できなかった場合)は、内定者の身分を取り消します。

- ※ただし、以下ア～ウの場合は、内定取消の対象ではありません。
 - ア. 休学期間があって、それに相当する期間、卒業(修了)期が延長した場合
 - イ. 日本学術振興会特別研究員に採用された場合のように、修業年限の途中で貸与終了した場合であっても、修業年限内で課程を修了する見込みであると大学が承認した場合
 - ウ. 災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事由により、修業年限内で課程を修了できなくなったことを大学が認めた場合

【問い合わせ先】学生課学生支援係(事務室は滝子キャンパス3号館1階にあります)
TEL: 052-872-5042 窓口対応時間: 平日8時45分～午後5時15分(土日祝日及び12月29日～1月3日はお休み)
E-MAIL: scholarship@sec.nagoya-cu.ac.jp 住所: 〒467-8501 名古屋市瑞穂区瑞穂町宇山の畑1